福岡広域都市計画地区計画の決定(福岡市決定)

都市計画飯氏地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	飯氏地区地区計画			
	位 置	福岡市西区大字飯氏の一部			
	面積	約 4.0 ha			
	地区計画の目標	当地区は、本市の都心部から西へ約17kmに位置しており、都市計画道路千里太郎丸線に面するとともに、JR筑肥線周船寺駅や都市計画道路六本松周船寺線、西九州道福岡前原道路に近接する交通利便性の高い地区であり、現在は主に低層の住宅地が形成されている。 また、九州大学の移転を契機として、本市の地域拠点であるJR筑肥線九大学研都市駅周辺では、土地区画整理事業や都市計画道路等の公共施設整備が行われており、近接する当地区においても、都市計画道路千里太郎丸線の整備が進められ、道路沿道にふさわしい商業・生活利便施設等の立地を適切に誘導するなど、適正かつ合理的な土地利用が望まれている。 このため、既存の低層住宅地としての良好な住環境の保全を図るとともに、道路等の基盤を適切に確保しながら、立地特性を生かした幹線道路沿道にふさわしい良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	隣接する住宅地との調和を図りながら、幹線道路沿道としてふさわしい沿道サービス施設等の立地を誘導する。			
	地区施設の整備の方針	良好な市街地環境の形成に必要な区画道路(幅員 6 m)を適切に配置する。			
	建築物等の整備の方針	【地区全体】 良好な市街地環境の形成・保全を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 建築物の建て詰まりや市街地環境の悪化を防止し、ゆとりある良好な街並みの 形成・保全を図るため、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び 垣又は柵の構造の制限を定める。 【西ゾーン】 幹線道路沿道にふさわしい商業・生活利便施設等の適切な立地を誘導するとと もに、既存の低層住宅地としての良好な住環境の保全を図るため、建築物の敷地 面積の最低限度を定める。 【東ゾーン】 幹線道路沿道にふさわしい商業・生活利便施設等の適切な立地を誘導するた め、建築物の敷地面積の最低限度を定める。			



Ī	地区施	設の			約 4.0 ha					
	#1 P# 17 -		道路	名 称	幅 員	延長	摘 要			
디새	配 直 及	配置及び規模		区画道路	6 m	約40m				
	地区の名称		西ゾーン 東ゾーン			ゾーン				
地区の区分		地区の面積	約 1.3 ha			約 2.7ha				
	建夠	&物等の	建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。							
用途		金の制限								
敷最地の	建築物の敷地面積の		1 都市 築物の 2 前項 ては、 ただ	計画道路千里太良 敷地については、 の建築物の敷地以 165㎡とする。 し、次の各号の-	『丸線に接する建 300㎡とする。↓外のものについ一に該当する建築物	300㎡ 300㎡ 勿の敷地については、この限りでない。				
	氐 限 度	(2) この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこの規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの(この規定に適合するに至ったものを除く。)								
		の位置の 限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、1 mとする。ただし、この地区計画の告示があった日において、この規定に適合しない部分を有する建築物について、全部除却を伴う改築を行う場合を除き、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 (1)この規定に適合しない部分において、その範囲内で改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「改築等」という。)をする場合 (2)この規定に適合しない部分以外の部分において、この規定に適合する増築又は改築等をする場合 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、適用しない。 (1)建築基準法施行令第135条の21合号の一に該当する建築物若しくは建築物の部分又は壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。) (2)市道周船寺2248号線に接する300㎡未満の敷地に存する建築物							
	形態	ま又は	2 屋外広告物は、過大とならず、周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び記 置場所に留意し、美観及び風致を損なわないものとする。							
			エンス等し、フェン	こ併せて植栽を施 ノスの基礎等に用	互したものにするな	ど、緑化に配慮し	たものとする。ただ			
	関する事項	建築物等に関する事項 建 敷 最 運 敷 最 運 敷 最 運 敷 最 運 敷 最 運 敷 園 運 敷 園 運 敷 園 運 敷 園 運 敷 園 運 敷 園 運 敷 園 運 敷 園 運 水 園 薬 魚 匠 ス 造 シ カ ラ シー・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	建築物等に関する事項 建 形 意 垣 構 の 度 の は 限 の 限 の は 限 の ほ 限 の ほ 限 の ほ の ほ の ほ の ほ の ほ の ほ の	(2) 計画の制限 (2) 計画の制限 (2) 計画の制限 (2) 計画の制限 (2) 計画の (2)	(2) 建築基準法別表第 1 都市計製造工程、 2 前項の個別 第 第 4 年 7 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8	(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号 1 都市計画道路千里太郎丸線に接する建築物の敷地については、300㎡とする。 2 前項の建築物の敷地以外のものについては、165㎡とする。 2 前項の建築物の敷地以外のものについては、165㎡とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物においては、300㎡とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物の動地として使用でいる土地でこの規定に適合しない利に基づいて建築物の敷地として使用でとなる土地について、その全部を一の敷合するに至ったものを除く。) 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面がは、1mとする。ただし、この地区計画の流らしない部分を有する建築物について、き、次の各号の一に該当する場合において(1)この規定に適合しない部分においては大規模の模様替(以下「改築等)といては大規模の模様を(以下「改築等)と、(2)この規定に適合しない部分以外の部又は改築等をする場合 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する適用しない。 (1)建築基準法施行令第135条の平に該当する適用しない。 (1)建築基準法施行令第135条の平に該当する適用しない。 (1)建築基準法施行令第135条の表記、第物の部分又は壁を有しない自動車車(2)市道周船寺2248号線に接する3 1 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる境に調和したものとする。 2 屋外広告物は、過大とならず、周囲の環境に調和したものとする。 2 屋外広告物は、過大とならず、周囲の環境が関する。 2 屋外広告物は、過大とならず、周囲の環境が関する。 遠の制限	(2) 歴楽基準法別表第2(は) 項第2号及び第3号に掲げ			

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに地区施設の配置及び規模は計画図表示のとおり」

理:

地域の利便性の向上及び隣接する住宅地などに配慮した良好な市街地環境の形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

朱書きは,建築基準法施行令改正(令和元年6月25日施行)によるもの。 西24

